

が国の外交と防衛の在り方について両大臣に伺わさせていただきたいと思います。

まず最初、稲田大臣に伺わさせていただきます。

安倍政権が行つた憲法違反の解釈変更、集団的自衛権を容認する解釈変更について伺わせていただきます。

お手元に配付資料がござりますけれども、配付資料の一ページは、前回機会をいたしました十月の二十日のこの委員会での稲田大臣の答弁でございます。

安倍政権の集団的自衛権の合憲の根拠はたつた

一つしかございません。前回申し上げました、私が手に持つております昭和四十七年政府見解、これが作られた当時に、これを作った吉國、真田、角田、当時の法制局幹部の頭の中に集団的自衛権を許容する九条の基本的な論理があつて、その論理が書き込まれた、作った人たちの手によって、作られた当時から「の中に合憲と書いてある、元々合憲だったのだから、解釈改憲でもない、違憲ではない、もうそれしかありません。じや、これ以外に合憲と書いた文書、そういう法理が示されています。ただ、これだけは存在するんだというふうに言つておるわけござります。

本日は、今から七十五年前に日米開戦が始まつた日でございます。今日、いただいたこの機会に、改めて平和憲法また国際協調主義の憲法の下の我

分ですけれども、作った方々、吉國、真田、角田、この三人は、実は作るきっかけになつた国会答弁、その前後の国会答弁で、集団的自衛権などは絶対にできない、九条の下では、我が国に対する外國の武力攻撃の発生、それがあつたとき、つまり限定期的な個別的自衛権しか許容できない、よつて集団的自衛権は一切できないということを繰り返し繰り返し答弁されている方が作つたものであります。作つた人たちが全否定しているものからなぜ集団的自衛権が読み取れるのか、そういう追及を前回させていただきました。

それに対する稲田大臣の答弁でございます。の一ページ、マジックのページ番号一ページの左の下ですけれども、稲田大臣の答弁、基本的な論理がこの中にあると言つております。この答弁の一番左下の最後の二行でございます、「さらに、その吉國法制局長官」、四十七年政府見解を作つた決裁権者でございますけれども、「吉國法制局长官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実に起こつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をされております。」というふうに稲田大臣

は答弁をされているところでございます。

この四十七年見解なんですけれども、今お示しした、実は九月の十四日の国会答弁を基に、決裁の日付も書かれているんですけれども、三週間後の十月の七日、四十七年の十月の七日に作られているものでございます。

今、稻田大臣が読み上げた九月十四日の吉國長官の答弁を、次のページをおめくりいただきまして、付けさせていただいております。私の手元にはこの原本もありますけれども、この三ページ目の真ん中のグレーのところですね。「侵略が現実に起つた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じていてはならない」、この部分が集団的自衛権を容認した、集団的自衛権を法理として含む基本的な論理だと稻田大臣は前回明確に答弁をしております。

しかし、こここのグレーの部分ですね、稻田大臣は一番大事なところをわざと切り落として答弁しているんですね。この灰色の「侵略が現実に起つた場合に」の前に、「その防げなかつた」という言葉があります。この言葉を、まあ意図的だと思うんですけども、「読み上げておりません。

「その防げなかつた」、誰に対する何が防げな

かつたのかでございますけれども、何がは侵略でございます、「その防げなかつた侵略」。じゃ、誰に対する侵略かと申し上げますと、この文章を上から読んでいきますと、黒くゴシック体にしてありますけれども、上から行くと、我が国に対する

「武力による侵略のおそれ」ですね、我が国に対する「外国による侵略に対して」、我が国に対する「外国の侵略に対して」、外交の手段では我が国に対する外國の侵略を防ぐということができない場合があると、我が国に対する「外国の侵略が防げない」ともあるかもしない、「その防げなかつた侵略」、我が国に対する侵略としか読めないと思うんですけれども、稻田大臣に伺います。

前回稻田大臣が読み上げてくださった、侵略が現実に起つた場合に云々、憲法が禁じているものではない、このグレーの部分ですね、どこに限

定的な集団的自衛権を許容する法理が日本語として読み取れるんでしようか。分かりやすく、弁護士でいらっしゃるので、法律の専門家でいらっしゃるので、分かりやすく御説明してください。

○国務大臣（稻田朋美君） 前回の私が答弁をいたしましたのは、外國の攻撃があつて、そして国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されというような急迫不正の事態があつた場合に、これらの権利を守るためにやむ

を得ない措置として初めて容認をされる、そして必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると
いうのは、これは必要な論理であるということを申し上げたわけであります。

さらに、昭和四十七年九月十四日の委員会において、侵略が現実に起つた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある、その場合に、自衛のために必要な措置をすることを憲法は禁じているものではない。さらには、唯一の最高裁判決であるところの砂川判決においても、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得る」とは、国家固有の権利の行使として当然のことと言わなければならぬ、この基本的な論理を申し上げたということでございます。

○小西洋之君 私の質問に、先輩、同僚の委員の皆さん、皆さん御理解されておりますけれども、いただいておると思いますけれども、委員長を始め。稻田大臣は一言も説明になつております。先に、委員会の方に資料要求、説明要求をさせていただきたいと思います。

今、稻田大臣が読み上げてくださった四十七年の九月の十四日の吉國長官の答弁の部分ですね。念のためもう一度読み上げますが、「侵略が現実

に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じてはいるものではない」。この部分に、限定的な集団的自衛権を許容する法理がなぜ論理的に読み取れることができるのか。

私が付けております当時の、当日の吉國長官のこの答弁に関する前後の文章との論理的な関係も含めて、なぜここから論理的に限定的な集団的自衛権が法理として読み取れるのか、その論理的な理由をこの委員会に説明として政府から出していただけますでしょうか、文書を。

委員長、お願ひいたします。

○委員長（宇都隆史君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会にて協議いたします。

○小西洋之君　ありがとうございます。

稻田大臣、その次のページをおめくりいただけますか。ちょっとおめくりいただきまして、自衛隊員の服務の宣誓でございます。

大臣も当然御存じだと思いますけれども、二項目、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、」と書いてあります。一番最後ですけれども、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」、いざ有

事の際には、国民の生命を守るために自らの危険を顧みず、すなわち命を懸けて戦うと。

前回も申し上げましたけれども、私も元公務員ですけれども、警察官であれ消防隊員であれ、命を懸けて国民のために責務の完遂を行う、務める、そうしたことを誓っている公務員は、ただ一人、自衛隊員だけでござります。

稻田大臣に伺いますが、もう簡潔にお答えください。この宣誓の中で自衛隊員が誓うことになる「日本国憲法及び法令を遵守し」、この日本国憲法というものは、二年前の七月一日の安倍政権の解釈変更で安倍政権が作った新しい九条の運用解釈、そしてこの法令というものは、昨年の九月の十九日、参議院の本会議で強行採決した安保法制、それを示すものである、含まれるというふうな理解でよろしいですか。もうイエスかノーがだけでお答えください。

○国務大臣（稻田朋美君）　平和安全法制、今回、安倍政権で成立したものは憲法に違反するものではありません。したがって、この中の憲法及び法令の遵守の中にそのものも含まれているという点でございます。

○小西洋之君　では、稻田大臣に伺います。

私は千葉の出身でございまして、千葉選挙区でございまして、習志野第一空挺団、陸上自衛隊の、精銳無比と自ら称する部隊がおります。宇都委員

長もたしか昨年、あるいは一昨年だったでしょうが、毎年初めにパラシュート降下の訓練をされて、いるんですけども、毎年防衛大臣も出席されて、恐らく来年も稻田大臣も行かれるのではないかと思いませんけれども、十八歳の自衛隊員がいます。

自衛隊員は十八歳から入れます。

来年行かれるのであれば、毎年恒例のやり方をしているんですけども、大臣の目の前に団長として、その年の一一番若い自衛隊員がパラシュート降下をしてきます。毎年十八歳です。自衛隊員、パラシユート隊員ですから体は立派です。ただ、顔は少

年の顔です。

そういう自衛隊員を、こんなめちゃくちゃな解釈変更、憲法の破壊で、憲法が禁止している集団的自衛権という新しい武力行使を認めて、彼らを戦地に送つて戦死の危険に直面する、もう国会議員だからはつきり言います、戦死をさせてしまう、

立憲主義の本質でござります。

稻田大臣に重ねて聞きます。この宣誓の意味をかみしめながら、もう一度御説明をください。

吉國長官は、作るきつかけになつた国会答弁で、先ほどの三ページですね、集団的自衛権は憲法九条で絶対にできないということを論理的にはつきり言っています。稻田大臣が集団的自衛権を含む基本的な論理を示した箇所だと言うのは、こゝは

実は集団的自衛権を否定するその論理を示してい
る箇所であるわけでございます。「その防げなか
つた侵略」、我が国に対する「その防げなかつた
侵略」と言つておられるわけでございます。

稻田大臣に伺いますが、「その防げなかつた侵
略」、この日本語の意味は、我が国に対する侵略
なのか、同盟国に対する侵略なのか、どちらの侵
略を指しているんでしょうか。

○国務大臣（稻田朋美君） まず、平和安全法制
が憲法に違反するものではないということを申し
上げます。最高裁の判決にも違反しない、四十七
年当時の基本的論理にも違反しないということを
申し上げます。

その上で、四十七年当時想定をしていたのが、
日本が侵略を……

「小西洋之君」「聞いたことに答えるように
してください。その防げなかつた侵略という言葉
が誰に対する侵略かということです」と述べる

○委員長（宇都隆史君） 小西洋之君、ちょっと
待つてください。今答弁をしている最中ですので。
○国務大臣（稻田朋美君） その四十七年当時の
基本的論理の当てはめによれば、我が国に対する
侵害というものを当時は指していたということで
ござります。

○小西洋之君 「その防げなかつた侵略」は、今
お答えの答弁は、我が国に対する侵略、我が国に

対する外国の武力攻撃という意味、その意味に尽
きるということでおろしいですね、今の答弁は。

○国務大臣（稻田朋美君） 当時の基本的論理を
当てはめた場合、当時の環境の下では、我が国の
憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは我
が国に対する急迫不正の侵害に限られると。当時
の状況を基本的論理に当てはめればそういう結果
であったということです。

○小西洋之君 言つていることがもうまるつきり
おかしくなっていますね。よろしいですか、「そ
の防げなかつた侵略」が、で、ずっと文章が続い
ていって、最後、憲法が禁止しているものではな
い。この部分は憲法九条の基本的な論理を示した
箇所ではないですか。

○国務大臣（稻田朋美君） 基本的な論理は、外
国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福
追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の
事態が生じたということです。

そして、当時、昭和四十七年当時の状況にそ
基本的な論理を当てはめた場合、我が憲法の下で
武力行使を行うことが許されるのは我が国に対す
る急迫不正の侵害の場合に限られるということで
ござります。

○小西洋之君 もう答えたなら憲法違反で安倍内閣
は倒れるしかないで一生懸命やられているんだ
と思ひますけれども。

じゃ、委員会に資料要求を改めてさせていただ
きます。

この吉國長官の昭和四十七年の九月十四日の答
弁の「その防げなかつた侵略」という言葉ですけ
れども、先ほどから議論している「その防げなか
つた侵略」。我が国に対する侵略、すなわち我が
国に対する外國の武力攻撃のみの意味なのか、あ
るいは我が國以外の他国、同盟国などに対する侵
略、同盟国などに対する外國の武力攻撃という言
葉も含む、法理として含むというふうに安倍内閣
が考えているのかどうか、どちらの意味なのか。

我が国に対する外國の武力攻撃だけなのか、ある
いは他国に対する外國の武力攻撃、侵略も含むの
か、あるいはその両方を含むのか。それについて
具体的に論理的に文書で説明することをこの委員
会に対しても求めさせていただきます。

○委員長（宇都隆史君） 後刻理事会において協
議をいたします。

○小西洋之君 ありがとうございました。

もう先輩、同僚委員の皆さんお分かりだと思
いますけれども、この昭和四十七年政府見解は、
まさに集団的自衛権を否定するためを作られた。
この昭和四十七年政府見解を作るきっかけになっ
た国会答弁には、集団的自衛権を否定する法理し
か書かれていない。集団的自衛権を許容する基
本的な論理なるものは影も形もないんです。

ちなみに、今大臣が基本的な論理が書かれていると言う「侵略が現実に起つた場合に」云々以下のところなんですかけれども、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる。安倍内閣が集団的自衛権を許容した新三要件の言葉、実はここからできているんです。この作るきつかけになつた国会答弁で、根底から覆されるという言葉を使って、それがこの昭和四十七年政府見解に書かれ、これの中に集団的自衛権の論理を捏造して、捏造の論理である新三要件を作つた。つまり、新三要件の基になつた言葉そのものを使つて、実は当時の吉國長官は、歴代内閣と全く同じ答弁、あらゆる集団的自衛権の行使は憲法九条の下ではできないということを言つてゐるわけでござります。

前回も申し上げましたけれども、朝日新聞も東京新聞もこれは社説で書いております。憲法学者も発表を始めております。

ちょっと御報告させていただきますけれども、これをされた角田第一部长、後に法制局長官になり、後に最高裁の判事にもなりました。年齢はあれで御健在でございます。吉國さん、真田さんは実はお亡くなりになつてゐるんですけども、角田先生は御健在でございまして、私、十一月三日の今年の憲法の施行七十周年の日にお会いしてまいりました。

この四十七年見解を御覧いただいて、これは、外國の武力攻撃という言葉は誰に対すると書いていないので同盟国などに対する外國の武力攻撃とも読めると、なので集団的自衛権を許容した文書だと、これを作った人たちが集団的自衛権を許容する基本的な論理を頭の中に持つてそれを当書き込んだというふうに安倍内閣は国会で答弁をしていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。と私が聞きましたら、角田先生は、外國の武力攻撃、誰に対しても書いていないのは当たり前だから書いていないだけだと、我が国に対するそれには決まつてゐるでしょうと、これは集団的自衛権を許容した文書ではないと、当時誰もそんなことは考えていなかつたということを明確におっしゃつてゐたところでござります。

もうこんなもので自衛隊員を戦死に直面させていいのか、こんなもので、先ほど申し上げました、過去の悲惨な戦争、今日は十二月の八日でござりますけれども、悲惨な戦争の下に作られた平和憲法を破壊していいのか、そのことをしつかり考えていただいて、どうか両大臣、安倍内閣を倒閣するそのための先陣に立つていただきたいと思います。

では、次の質問に行かせていただきます。

五ページですね、御覧いただけますでしょうか。広島市の原爆の慰靈碑、これは広島市のホーム

ページから取りました資料でござります。有名な言葉、「安らかに眠つて下さい」過ちは繰返しませぬから」という言葉があります。

岸田大臣に伺います。この「安らかに眠つて下さい」過ちは繰返しませぬから、安倍政権は政府としてこの言葉を日本語としてどういう意味に理解していらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、御指摘の碑文については広島市で作成したものですので、政府として何か正式にコメントすることは控えなればならないとは思いますが、私の受け止めとして、例えば、当時の浜井市長、この回想録によりましては、この碑の前に立つ全ての人が人類の一員として過失の責任の一端を担い、犠牲者にわびることこそが世界平和の確立につながるとの思いが込められている、当時の浜井市長はそう回想しております。広島市のウェブサイトについては資料をお示しいただいておりますので、その中に広島市の考え方は示されていると思います。

いずれにしましても、こうした考え方を政府としては重く受け止めながら、唯一の戦争被爆国として国際的な責任を果たしていかなければならぬと考へます。

○小西洋之君 今の答弁だと、政府としてこの碑文についてのお考えを、意味を持たずに、原爆の慰靈碑、これは石棺でございまして、この中に原

爆で亡くなつた方々の名簿が収められているものでございますけれども、その意味を政府として言えないと私はおかしいと思います。

もう一度伺います。「安らかに眠つて下さい

過ちは繰返しませぬから」、この過ちという言葉

ですね、特にこの過ちという言葉がどういう意味

なのか、それを具体的に示しながら、政府として

どういう意味と受け止め、安倍総理はオバマ大

統領が広島に五月の二十七日に訪問したときに、

あのオバマ大統領と一人でこの慰靈碑に花を手向

けて哀悼の誠をささげたというふうにその場でス

ピーチをしております。岸田大臣はお一人の先導

を務められました。政府としてどういう日本語の

意味として受け止めているのか、答弁していただ

けますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 碑文の文章を政府と

して説明する立場にはないということを申し上げ

ておりますが、この碑文についての受け止め方と

して今説明をさせていただきました。

いずれにせよ、こうした碑文の内容は大変重た

いものだと受け止めているからこそ、政府として

も今年の五月のオバマ大統領の広島訪問に対し

しっかりと対応したことあります。碑文

の重みはしっかりとこれからも受け止めながら、

核兵器のない世界に向けて努力を続けていきたい

と考えます。

○小西洋之君 二度お尋ねして、政府としてどの
ような意味として受け止めているか、答弁されま
せんでした。政府としてこの原爆の慰靈碑に刻ま
れている言葉の意味を国民に説明できずに慰靈を、
ここに訪れていると。何をされているんでしょう
か。

じゃ、別の観点から伺わせていただきます。岸
田大臣、爆心地出身の代議士であり大臣でござい
ますけれども、岸田大臣は一人の政治家としてこ
の碑文の意味をどのような日本語の意味だとお考
えになつていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 私自身、先ほど答弁
の中で申し上げました当時の浜井市長の考え方、こ
そしてお示しいただきました広島市の考え方、こ
うしたものをしてしっかり受け止めた上でこの碑文に
対する対応を行つてあるということです。

こうした様々なこの碑文の内容に対する考え方、こ
の使用だけを指すのか、どういう意味でお考えな

のが、分かりやすく答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 政府の立場からは広
島市の碑文に対してコメントをすることは控えた
いと思いますが、私自身としてどう考えるかとい

う御質問でありますので、私は、原爆投下及び戦

争、これを含んで過ちと言つていると理解をして

おります。

○小西洋之君 では、もう少し細かく伺います。
岸田大臣として、一人の政治家としてこの碑文、

どういった意味であるかということを伺わせていました。

では、岸田大臣に伺いますけれども、先ほどの
稲田大臣との質問、また岸田大臣は、昨年の三月、

「過ちは繰返しませぬから」、この過ち、この

資料に付けております碑文の説明文ですね、碑文
の説明文は、これ碑文の隣に説明板があるわけで
すけれども、戦争という過ちを再び繰り返さない

というふうに書いてあります。「過ちは繰返しま
せぬから」の意味は、広島市、この碑文の所有者

である広島市の見解としては、核兵器の使用など
だけではなくて、核兵器が使われる原因となる戦
争そのもの、戦争という過ちを再び繰り返さない、
過ちという言葉は戦争を指すんだというふうに言
つております。英語訳がありますが、英語でもウ

チという言葉は戦争を指すのか、あるいは核兵器
の使用だけを指すのか、どういう意味でお考えな
のが、分かりやすく答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 政府の立場からは広
島市の碑文に対してコメントをすることは控えた
いと思いますが、私自身としてどう考えるかとい

う御質問でありますので、私は、原爆投下及び戦

それ以前から、私が、この集団的自衛権の行使の解釈変更は論理ではない、安倍政権が言っているのは、やつていることは論理ではない、単なる不正である、この四十七年見解の中に集団的自衛権があるということを申し上げて、それを具体的に証明をさせていただいておりますけれども、岸田大臣、安倍内閣の大臣として、安倍総理はこの碑文の前に立つ資格がある、そういう政治家だとお考えでしょうか。

原爆を含めた過去の戦争の惨禍の下に作られた平和憲法、憲法前文の平和主義、その具体化と最高裁判決も言っている憲法九条、その解釈を破壊して、集団的自衛権という新しい武力行使、国会と内閣の判断で、日本に対する外國の武力攻撃がないのに、ホルムズ海峡の事例は、イランは、日本に敵意すら持っていない国に対して武力の行使をする、こうした武力行使を解禁した、こうした政治家は、この碑文の前に、戦争という過ちを再び繰り返さない、この慰靈碑の前に立つ資格が安倍総理はあるとお考えでしようか。

○国務大臣（岸田文雄君） 当然、この碑文の前に立つ慰靈の思いをささげること、こうした立場にあると思っています、立つ資格はあると思っています。

なぜならば、去年の平和安全法制、この厳しい

安全保障環境の中で、我が国として現実にどこまで対応しなければならないという議論と、一方で世界に誇るこの平和憲法との関係においてどこまで許されるかという議論と、この二つの議論にしつかりと立ち向かった上でこの二つの課題を両立させる結論を出した、これが昨年の平和安全法制の議論であつたと考ります。

この平和憲法との関係においても、昭和四十七年の政府見解に現実を当てはめた場合に、こうした平和安全法制は認められるべきであるという考えに基づいてこの結論を出しました。これは憲法違反ではないと思つております。

平和憲法に反するものではないということを考えましても、こうした原爆投下や戦争といったものに対する反省を示す碑文の前でしつかりと立ち、慰靈の思いをささげる、こうした資格は十分あると考えております。

岸田大臣に改めて伺いますが、こうした被爆者の方々の叫び、長崎の地ではござりますけれども、長崎の心、広島の心も同じ心です。大臣、こうした被爆者の方々の言葉に対しても、安倍政権の解釈変更は憲法違反ではない、そのように考えていい正当であり正しいと考えます。

○小西洋之君 憲法九十九条の憲法尊重擁護義務を負う国会議員としてこの委員会の場で申し上げますが、安倍総理は内閣総理大臣として原爆の慰靈碑の前に立つ資格はない、そのように、過去の原爆の投下で、またその後の後遺症を始めその惨禍で苦しまれた被害者の皆さんのためにも、ここではつきりと明言をさせていただきます。

次の方々の思い、これもしつかりと受け止めながら、政府として対応を考えていかなければならぬ、これは当然のことあります。

年間、被爆者代表の方々が、安倍総理の行つた解釈変更、そして安保法制について魂の叫びをされておりまます。二〇一四年は城台美弥子さん、今進められている集団的自衛権の行使容認は日本国憲法を踏みにじる暴挙です、被爆者の苦しみを忘れなかつたことにしないでください。二〇一五年谷口稜睡さん、今政府が進めようとしている戦争につながる安保法案は、被爆者を始め平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません。そして、今年二〇一六年井原東洋一さん、国会及び政府に対しては、日本国憲法に反する安全保障関連法制を廃止しと、このように被爆者の方々が魂の叫びの声を上げられております。私は、この被爆者の方々の叫びというのは、全く正當であり正しいと考えます。

岸田大臣に改めて伺いますが、こうした被爆者の方々の叫び、長崎の地ではござりますけれども、長崎の心、広島の心も同じ心です。大臣、こうした被爆者の方々の言葉に対しても、安倍政権の解釈変更は憲法違反ではない、そのように考えていい正当であり正しいと考えます。

○国務大臣（岸田文雄君） こうした被爆者の方々の思い、これもしつかりと受け止めながら、政府として対応を考えていかなければならない、これは当然のことあります。

一方、国民の中には様々な意見があります。様々な意見を受けながら、昨年、衆参合わせて二百十六時間にわたって国会で議論をし、先ほど申し上げました一つの結論を出したわけであります。国民の命や生活を守るために政府として果たす責任のありようとして、こうしたしつかりとした議論を行つて結論を出したこと、これは大変重要な取組であったと考えております。

○小西洋之君 今国民の中で様々な考えがあるとおっしゃいましたけれども、この被爆者の方々も

当然国民であり、また自衛隊員も国民です。被爆者の方々、そして自衛隊員も含めた憲法改正の国民投票があるんであれば新しい憲法規範を作ることはできます。それを、内閣や我々国会議員の議論だけでそれを変えることは許されない、それは立憲主義に反する憲法違反の行為である、当たり前のことですけれども、そのことを申し上げさせていただきます。

もう一度、先ほどのあの碑文の言葉について伺わせていただきます、岸田大臣に伺わせていただきますが、「安らかに眠つて下さい 過ちは繰返しませぬから」、この言葉の意味を、今年の五月の二十七日、オバマ大統領が訪問するに際し、日本政府はオバマ大統領にこの碑文の意味を説明されましたか。事実関係だけイエスかノーかでお答えください。

○国務大臣（岸田文雄君） 私が承知している限りで申し上げますと、五月、オバマ大統領が広島を訪問された当日、広島に滞在された時間の中でこの碑文の中身について何か説明したということはないと思います。

ただ、それ以前、様々な準備が行われてきました。その中でどのようなことが行われたか、ちょっと私自身今承知してはおりませんが、様々な説明は当然のことながら行つているのではないかと考えます。

○小西洋之君 おかしいんですね。日本政府としてこの碑文の意味を持つていらないという答弁をされていますから、説明できるわけないんですね、自分で解釈持つていいわけですか。

委員会の方に資料要求をお願いしたいと思いますけど、このオバマ大統領の広島訪問の前に、日本政府、あるいは広島市でも結構で、この碑文の意味をオバマ大統領あるいはアメリカ政府に説明したのかどうか、その事実関係について資料を委員会に提出要求いたします。

○委員長（宇都隆史君） 後刻理事会において協議をいたします。

○小西洋之君 ありがとうございました。
このオバマ大統領の訪問ですけれども、世の中では称賛の声が多いように私は理解しておりますけれども、私は、被爆者の方々の立場また平和憲

法の意味を考えたときに、これは決して手を挙げて喜ぶべきようなことではないというふうに挙げて喜ぶべきようなことではないというふうに思っています。

一つは、先ほど申し上げました、安倍総理がオバマ大統領をここにお連れした、迎えたという」とでございます。安倍総理は平和憲法を不正な暴挙によつて破壊した違憲の行為を行つている総理大臣でございますので、そのような方はこの慰靈碑の前に立つ資格はないし、アメリカ大統領を迎える資格はないと思います。

また、オバマ大統領にあつても、ここでスピーチをされておりますけれども、オバマ大統領の使命というのは、国連憲章に基づいて、安全保障理事会の常任理事会、あの五つの国ですね、その政治的な言わば筆頭国として、実は世界の平和は、国連憲章によつて安全保障理事会が世界の平和を守っていく、戦争を予防し、戦争をやめさせ、未だにわたつて戦争を防ぐ、その役割を担つているのが実は安全保障理事会でございます。そこの主要国の常任理事国との政治的なリーダーのオバマ大統領が、先ほどの慰靈碑の意味、「過ちは繰返しませぬから」、核兵器の使用だけではなくて、この地球上における戦争の撲滅にどれだけ具体的な努力を行つたのか、そして、その努力をこれだけ行いました、だからどうか安らかに眠つてください、そういう平和の誓いをする場所がこの慰靈碑

の前だというふうに私は理解しますけれども、そうした考えは間違っているでしょうか、岸田大臣の御見解を伺います。簡潔にお願いいたします。

○国務大臣（岸田文雄君） ちょっとと御質問の趣旨、十分把握しているかどうか定かではありますまいが、いずれにしましても、オバマ大統領も国際的な平和の実現のために努力をする、そういう立場にあると思いますし、そういった思いを強く持つておられると思います。

そして、この広島の碑文の前に日本とそして米国の二つの国のリーダーが立つことの意味、これは大変重たいものがあると思います。核軍縮、平和を目指す上において、核兵器国と非核兵器国の協力がなくして結果を出すことはできません。米国は核兵器国における最大の国であります。日本は非核兵器国において唯一の戦争被爆国であります。この両国のリーダーが広島の碑文の前に立ち、慰靈の思いをささげることで、これは未来に向けて核兵器のない世界を実現するための思いを、そのメッセージを世界に発する意味で大変重要なことであつたと私は考えます。

○小西洋之君 この慰靈碑は、日米同盟のきずなだとかそういうことを、価値を誓い合うというよりも、ここに慰靈碑の前で政治家が誓わなければいけないことは、この地球上における戦争の根絶、これは何か書生論や理想論を、青臭いことを言つ

ているわけではありません、現実に戦争を根絶するためには、どれだけの努力をしてきたのか、そのことを自らの胸に問う場だというふうに私は理解をしております。

こうした戦争の根絶をどれだけやってきたのか。オバマ大統領のメッセージの中にもはつきりしたものはないし、安倍総理の中のメッセージにはまるつきりありません。私は、いつの日か政権を奪還して、もう一度アメリカ大統領を迎えて、この場でこうした本来の意味の追悼を総理大臣とともに、民進党の総理大臣とともに行つていただきかなればいけないというふうに考えるところでございます。

ちょっとと時間がなくなつてしまつてしまいましてけれども、その意味で、真珠湾を安倍総理が訪問するということです。けれども、アリゾナ・メモリアル、戦艦アリゾナの慰靈碑が当地にはござりますけれども、アリゾナ・メモリアルの中で今眠つていらっしゃる当時のアメリカ軍の兵士の皆さん、あるいは原爆で亡くなつた方々、戦争で亡くなつた方々の思いは、皆、国を越えて同じだと思います。戦争を根絶してほしい、今の政治家に根絶してほしい。その意味で、法の支配、立憲主義をじゅうりんして、日本国憲法を破壊して戦争を解禁した安倍総理は真珠湾に行く資格はない、そのことを国会議員として申し上げさせて

いただきたいと思います。

済みません、ちょっとと時間がなくなつてしましましたので、次の北方領土の問題、最後伺わさせていただきます。

八ページを御覧いただけますでしょうか。北方領土問題、岸田大臣に伺わさせていただきます。

もう基本的な本質だけを伺わさせていただきます。北方領土問題に対する日本政府の対処の基本姿勢として、四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する、四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する、このことを繰り返しあつております。

ページの一九五六年の日ソ共同宣言の第九項ですね、有名な条項ですけれども、当たり前ですけれども、平和条約が締結された後に現実に引き渡されるとすると、歯舞と色丹を日本に引き渡す約束をしているんですけども、平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとするというふうにしてあります。

岸田大臣に伺います。

安倍政権も繰り返しあつて、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する、ここで言う平和条約は、日ソ共同宣言の第九項の平和条約、これのみを指すと考えてよろしいであります。ほかの何か別な平和条約を結ぶことも考えていらっしゃるのか、そのことについて簡潔にお答

え願います。

○国務大臣（岸田文雄君） 御指摘の一九五六年
の日ソ共同宣言ですが、これは戦争状態の終結が
確認され、賠償及び請求権の処理も終了した、し
かし、領土問題の全面的解決が困難であったため、
平和条約締結交渉を継続することとし、日ソ共同
宣言という形で国際約束が締結されました。

そして、結論を申し上げるならば、現在交渉さ
れている平和条約、これは一九五六年の日ソ共同
宣言という平和条約を指すことになります。

○小西洋之君 重ねて伺います、確認。

一九五六年の日ソ共同宣言の第九項の平和条約、
これのみを指すと、ほかの別の平和条約を結ぶこ
とは考えていらっしゃらないということによろし
いですか。

○国務大臣（岸田文雄君） ほかの平和条約とい
う意味を十分ちょっと把握できませんでしたが、いずれ
にせよ、この一九五六年の日ソ共同宣言に記され
ている平和条約、これは、我が国が今現在交渉し
ている平和条約と同一であります。

○小西洋之君 まとめさせていただきます。

○委員長（宇都隆史君） はい。小西洋之君。

○小西洋之君 政府にちょっと委員会提出の見解
をお願いしたいんですけども、ちょっとお伺い
をしている間ありませんけれども、十ページ以下
ですね。かつて、二年前にAPECで安倍総理が

習近平中国の主席と会う際に四項目の約束をそれ
ぞれ日中でしているんですけども、それぞれの
日本語訳と中国語訳、日本政府が作った日本語と
中国政府が作った中国語、そして両政府が作った
英語の意味が異なっていることを、前回、委員会
で指摘をさせていただきました。

委員会に資料をお願いしたいんですけども、

十五日、ブーチン大統領に安倍総理が会われます
が、そこで何らかの共同宣言、両国の間で作られ
る共同文書があった場合に、日本語とロシア語、
それぞれの言葉をそれぞれの政府がチェックし合
うということ、また、それぞれの政府が発表する
ことになる、作ることになる英語訳をそれぞれチ
ェックをする、少なくとも日本はロシアが作るロ
シア語の文書、そしてロシア政府が作る英語訳と
いうものをチェックする、そうした約束をしてい
ただけるかどうか。していただけないのであれば、
なぜそれができないのかを文書で説明をいただき
たいと思います。

委員長、お願ひします。

○委員長（宇都隆史君） 今のは質問ではなくて。
○小西洋之君 じゃなくて、委員会に。

○委員長（宇都隆史君） 後刻理事会において協
議をいたします。

○小西洋之君 終わります。